

# 相生市鳥獣被害防止計画

令和7年3月  
相生市

## 目 次

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	1
2 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関する基本的な方針	1
(1) 被害の現状（令和5年度実績）	1
(2) 被害の傾向	1
(3) 被害の軽減目標	3
(4) 従来講じてきた被害防止対策	4
(5) 今後の取り組み方針	6
3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	7
(1) 対象鳥獣の捕獲体制	7
(2) その他捕獲に関する取り組み	7
(3) 対象鳥獣の捕獲計画	7
(4) 許可権限委譲事項	9
4 防護柵の設置等に関する事項	9
(1) 侵入防止柵の整備計画	9
(2) 侵入防止柵の管理等に関する取り組み	10
5 対象鳥獣による市民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、 又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	10
(1) 関係機関等の役割	10
(2) 緊急時の連絡体制	11
6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	12
7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に に関する事項	12
8 被害防止施策の実施体制に関する事項	12
(1) 被害防止対策協議会に関する事項	12
(2) 関係機関に関する事項	12
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	13
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項	13
9 その他被害防止施策の実施に關し必要な事項	13

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ヌートリア、アライグマ、ツキノワグマ、アナグマ、イタチ、キツネ、タヌキ、ハクビシン
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	相生市全域

## 2. 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被 告 額
ニホンジカ	水稻	0.41ha	486 千円
	大豆	3.70ha	614 千円
	小麦	0.70ha	92 千円
イノシシ	水稻	0.79ha	936 千円
	大豆	0.27ha	44 千円
	小麦	0.20ha	26 千円
ヌートリア	—	—ha	—千円
アライグマ	—	—ha	—千円
ツキノワグマ	実被害なし		
その他鳥獣	—	—ha	—千円
合 計		6.07ha	2,198 千円

### (2) 被害の傾向

相生市は、市域のほとんどが西播丘陵を中心とする200m～500mの山なみに囲まれ、湾岸部まで山が迫っている。そのため約75%を山林が占めており、以前から山中には、ニホンジカ、イノシシが生息していたが、近年は主にニホンジカ、イノシシによる農作物への被害が深刻である。

また、被害地域は、以前は山林近辺の特定地域の水田や畠等に限られていたが、現在では人里周辺での目撃情報も多数寄せられており、出没範囲は市内全域に拡大している。

有害鳥獣捕獲では、兵庫県獣友会相生支部（以下「獣友会」という。）が中心となり、年間にニホンジカ160～210頭、イノシシ140～200頭の捕獲を行っており、捕獲数はここ最近では横ばい傾向である。

## ○ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、個体数の増加、林縁と集落境界の近接化、過疎化などによる集落人口の減少、耕作放棄地など集落内での潜み地の増加等の理由により、四季を問わず市内各地域の水田、家庭菜園、人里、民家周辺に出没しており、農作物への多大な被害を与えている。

## ○イノシシ

イノシシは、\*目撃効率が増加しており、依然大きな被害をもたらしている。加えて、人里への侵入が増加していることも窺える。水稻、果樹、野菜類など農作物被害のほか、里道や石垣、堤体など施設へも大きな被害をもたらしている。

## ○ヌートリア

ヌートリアに関しては、目立った被害は確認できていないが、生息域は拡大してきており、今後個体数が増加した場合、農作物被害の増加が考えられる。

## ○アライグマ

アライグマについては、被害は野菜等の一部に限られている。少数ではあるが毎年捕獲されており、今後個体数が増加した場合、農作物の被害が考えられる。

## ○アナグマ

アナグマは、目立った被害は確認できていないが、近年目撃情報が増加しており、生息域は拡大している。今後個体数が増加した場合、農作物の被害が考えられる。

## ○ツキノワグマ

ツキノワグマは、現在農作物や人身被害は発生していないが、出没に対する周辺住民の不安といった精神被害が考えられる。

## ○イタチ

イタチは、目立った被害は確認できていないが、近年目撃情報が増加している。今後個体数が増加した場合、農作物の被害が考えられる。

## ○キツネ

キツネは、目立った被害は確認できていないが、近年目撃情報が増加している。今後個体数が増加した場合、農作物の被害が考えられる。

## ○タヌキ

タヌキは、目立った被害は確認できていないが、近年目撃情報が増加している。今後個体数が増加した場合、農作物の被害が考えられる。

## ○ハクビシン

ハクビシンは、目立った被害は確認できていないが、近年目撃情報が増加している。今後個体数が増加した場合、農作物の被害が考えられる。

\*目撃効率：1人の狩猟者が1日に目撃した頭数の平均値

## 鳥獣による農業被害の推移（令和3年度～令和5年度）

### ①ニホンジカ

被害作物	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)
水稻	0.71	887	0.42	496	0.41	486
小麦	0.03	3	0.45	57	3.70	614
大豆	0.23	25	0.50	86	0.70	92
合 計	0.97	915	1.37	639	4.81	1,192

### ②イノシシ

被害作物	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)
水稻	1.78	2,223	1.04	1,230	0.79	936
小麦	0.03	3	0.20	25	0.27	44
大豆	0.05	5	0.20	34	0.20	26
野菜	0.01	20	—	—	—	—
合 計	1.87	2,251	1.44	1,289	1.26	1,006

### ③その他鳥獣

被害作物	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)
水稻	0.10	125	0.08	94	—	—
野菜等	0.03	167	0.02	98	—	—
合 計	0.13	292	0.10	192	—	—

### （3）被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値（令和5年度）			目標値（令和9年度）			備考
	品目	被害面積(ha)	被害金額(千円)	品目	被害面積(ha)	被害金額(千円)	
ニホンジカ	水稻	0.41	486	水稻	0.29	340	目標
	小麦	3.70	614	小麦	2.59	429	約30%減
	大豆	0.70	92	大豆	0.49	64	
イノシシ	水稻	0.79	936	水稻	0.55	655	目標
	小麦	0.27	44	小麦	0.19	30	約30%減
	大豆	0.20	26	大豆	0.14	18	
ヌートリア	—	—	—	—	—	—	
アライグマ	—	—	—	—	—	—	
ツキノワグマ	—	—	—	—	—	—	
その他鳥獣	—	—	—	—	—	—	

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	<p>ニホンジカ、イノシシに関しては猟友会に委託し、農作物被害の大きい地域を重点に銃及びわなによる駆除活動を実施している。</p> <p>ヌートリア、アライグマ、アナグマ、キツネ、タヌキ、ハクビシンに関しては、被害状況に応じて、わな等による捕獲を実施している。</p> <p>ツキノワグマについては、兵庫県ツキノワグマ管理計画に基づき、被害防止と合わせて出没状況に応じて迅速に対応している。</p>	<p>獵期を中心に、各捕獲員が熱心に捕獲活動を行い、野生鳥獣の生息個体の減少に努めているが、猟友会会員の高齢化が進み、なかなか農作物被害の大幅な減少まで至っていないのが現状である。</p> <p>近年、全国的に狩猟中の人身事故が相次ぎ、猟銃の規制が厳しくなったことにより、猟友会会員の負担増と会員数の減少が進んでおり、捕獲業務の担い手の確保が課題となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取り組み	矢野、若狭野を中心に平成14年より平成24年に亘り、国、県の事業を活用しながら各集落単位で金網防護柵の設置や、破損した金網防護柵の修繕を行ってきた。平成27年度より、各地区において既設防護柵の機能向上や、令和2年度から防護柵の新設も増加傾向にある。また、令和6年度から個人向けに農地での防護柵設置に対する補助を開始しており、引き続き本取り組みを実施する。	野生鳥獣の生息域が拡大しており、以前よりも防護柵が必要な地域が増加している。また、当初に設置した防護柵も、老朽化や災害等に伴う破損により、十分な役割を果たせていない箇所も生じており、修理、更新等も今後の課題である。
生息環境に関する取り組み	人と野生動物の棲み分けを図るため、県の野生動物共生林整備事業等により*バッファーゾーン（緩衝帯）の整備を、小河地区（平成20年,A=20ha）、福井地区（平成23年,A=5ha）、上土井地区（平成24年,A=4.7ha）、下土井地区（平成25年,A=13.6ha）、小河地区（平成28年,A=7.7ha）、菅谷地区（平成28年,A=10.3ha）、雨内地区（令和3年,A=8.87ha）で実施している。	農作物被害の抑制効果を維持するため、地域住民により整備後のバッファーゾーンを継続的に維持していくことが、今後の課題である。

\*バッファーゾーン：人と野生動物の棲み分けを図る見通しの良い緩衝帯

①有害捕獲実績

	ニホンジカ	イノシシ	ヌートリア	アライグマ	計
令和3年度	201頭	237頭	0頭	2頭	440頭
令和4年度	199頭	147頭	0頭	1頭	347頭
令和5年度	198頭	125頭	0頭	13頭	336頭

※狩猟期間中の捕獲は除く

②狩猟捕獲実績

	ニホンジカ	イノシシ	ヌートリア	アライグマ	計
令和3年度	176頭	78頭	0頭	0頭	254頭
令和4年度	195頭	31頭	0頭	0頭	226頭
令和5年度	210頭	34頭	0頭	0頭	244頭

③防護柵の設置及び補完機能向上状況

		平成14年～ 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
市等補助事業	設置	1,396m	2,200m	100m	5,230m	7,435m	16,361m
	補完機能向上	9,460m	500m	—	900m	200m	11,060m
県補助事業	設置	67,223m	—	—	—	—	67,223m
	補完機能向上	1,700m					1,700m
国補助事業	設置	7,888m	—	—	—	—	7,888m
	補完機能向上	—					—
計	設置	76,507m	2,200m	100m	5,230m	7,435m	91,472m
	補完機能向上	11,160m	500m	—	900m	200m	12,760m

## (5) 今後の取り組み方針

相生市全域の山中に生息するニホンジカ、イノシシの個体数が非常に多く、被害も深刻であることから、年間を通じて猟友会による捕獲班を中心捕獲を実施することにより、個体数の調整を強化する。また、令和3年3月以降県内において野生イノシシでの豚熱陽性が確認、拡大しており、養豚場等での豚熱発生が懸念される。「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化方針」により、捕獲強化を進めるとともに、狩猟者に対して靴底や車両への消毒の実施など感染拡大防止を注意喚起していく。

ヌートリアについては、現在の被害は少ないが池や河川周辺を中心に目撃情報もあり、農作物被害等の増加も考えられる。また、アライグマについては、全県的に頭数を増やしており、農作物被害等の増加も考えられる。このため、迅速な捕獲を実施し、市内での撲滅を目指す。

ツキノワグマについては、出没時には現地における情報収集を行い、被害の防止を図ると同時に、迅速な情報伝達に基づいた注意喚起や出没対応を行い、未然に事故を防止する。出没対応については、兵庫県ツキノワグマ管理計画と調整を図りながら進める。

アナグマ、イタチ、キツネ、タヌキ、ハクビシンについては、近年目撃情報が増加しており、野菜や果樹等を中心に被害の増加が考えられる。捕獲許可権限を県から市へ委譲し、有害捕獲を実施する。

猟友会においては、狩猟者人口の減少や高齢化が進行しており、新たな担い手を育成して、捕獲体制の継続と強化を図る。また、「兵庫県立総合射撃場」において、猟銃及びわな猟による捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上を進める。

また、農作物への被害軽減を図るため、農家への有害鳥獣の情報提供や、知識の普及啓発を行う。

農会や集落単位においては、既設の金網防護柵の管理及び機能向上を図るとともに、老朽化や災害等で破損した防護柵の修繕等、防護柵の機能維持を図る。

また、人間と野生動物が共存できる環境づくりが重要であるため、野生動物共生林整備事業により整備した箇所については、整備効果を持続するためにバッファーゾーンへの侵入竹木等の伐採を実施するとともに、野生動物の餌資源が豊富な生息地としての、広葉樹林の適正な施業や広葉樹の植栽の維持管理を実施し、集落と連携しバッファーゾーンの拡大の推進と防護柵の機能向上、維持管理を継続して行い、生き物の住みやすい森づくりを推進する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

獵友会を主体とした、捕獲活動を今後も継続して実施する。

被害防止技術等の向上及び普及指導等の業務を行うため、鳥獣被害対策実施隊（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条）による被害防止施策の適切な実施を図る。

#### (2) その他捕獲に関する取り組み

年度	対象鳥獣	取組内容
	ニホンジカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"><li>・狩猟免許の取得促進、新規担い手の育成</li><li>・捕獲機材、わなの導入促進</li></ul>
令和7年度 ～ 令和9年度	ヌートリア アライグマ アナグマ イタチ キツネ タヌキ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"><li>・捕獲檻の設置促進</li><li>・捕獲従事者の確保、育成支援</li></ul>
	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"><li>・くり返し人里等へ出没する場合には、兵庫県ツキノワグマ出没対応マニュアルに基づき対応する。</li></ul>

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の設定の考え方

近年は、捕獲数は増加しているものの適正な個体数を調整していくために、今後も捕獲については強化継続していく必要がある。猟期中に行う捕獲と猟期外に行う有害鳥獣捕獲により、達成可能な捕獲頭数を検討したうえで、捕獲計画数を設定する。

##### ニホンジカ

ニホンジカについては、年度による捕獲数の増減があり、被害額については減少傾向となっているが、人里への出没や夜間には群れを目撃するなど、捕獲数については増加している。兵庫県のニホンジカ管理計画を参考にして、メスの個体を重点的に捕獲することで、被害に対応していく。

##### イノシシ

イノシシについては、近年は人里への出没が頻繁に報告されており、個体数は増加していると考えられる。また、その強い繁殖力を考えると今後も個体数が増加する可能性は十分に考えられるため、兵庫県のイノシシ管理計画を参考に適正個体数まで調整する必要がある。

### ヌートリア

ヌートリアについては、目撃情報はほとんどなく、甚大な被害は確認されていない。ただ、高い繁殖力から、今後急激に増加し農作物等に被害を与える危険性もあるため、被害を軽減するために継続して駆除を実施する。

### アライグマ

アライグマについては、甚大な被害は確認できていないが、近年、市内特定箇所にて目撃情報及び捕獲実績があることから、生息域が広がっている可能性は十分に考えられる。アライグマについても、高い繁殖力を持ち、ヌートリア同様の危険性もあるため、継続して駆除を実施する。

### ツキノワグマ

適切な被害防止対策に努めるとともにくり返し人里へ出没する等の場合は、**誘因物の除去や電気柵の設置等、被害防止対策を実施した上で、有害捕獲により対応する。捕獲計画頭数は設定しない。**

### アナグマ、イタチ、キツネ、タヌキ、ハクビシン

アナグマ、イタチ、キツネ、タヌキ、ハクビシンについては、近年市内各所で目撃情報があり、生息域を拡大している。今後農作物等に大きな被害を及ぼすおそれがあるため、有害捕獲の許可権限を県から市へ委譲し、個体数削減のため、駆除を実施する。

対象鳥獣	種別	捕獲計画数等		
		令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンジカ	有害	190頭	190頭	190頭
	狩猟	190頭	190頭	190頭
イノシシ (幼獣含む)	有害	160頭	160頭	160頭
	狩猟	40頭	40頭	40頭
ヌートリア	各年度：特定外来生物に指定されていることから、可能な限り有害駆除により捕獲			
アライグマ				
ツキノワグマ	—			
アナグマ	有害	5頭	5頭	5頭
イタチ	有害	5頭	5頭	5頭
キツネ	有害	5頭	5頭	5頭
タヌキ	有害	5頭	5頭	5頭
ハクビシン	有害	10頭	10頭	10頭

対象鳥獣	捕獲等の取り組み内容		
	捕獲手段	捕獲期間	捕獲場所
ニホンジカ	専用捕獲檻 銃器を用いた追い込み による捕獲（山林のみ）	獵期中及び有害駆除 捕獲については 4 月 1 日から 10 月 31 日	里山や周辺山間地
イノシシ	専用捕獲檻 銃器を用いた追い込み による捕獲（山林のみ）	獵期中及び有害駆除 捕獲については 4 月 1 日から 10 月 31 日	里山や周辺山間地
ヌートリア	中型動物用箱わな	被害発生時	被害発生場所
アライグマ	中型動物用箱わな	被害発生・目撃時	被害発生・目撃場所
ツキノワグマ	光都農林振興事務所等関係機関と連携し、捕獲対応を行う		
アナグマ	中型動物用箱わな	被害発生・目撃時	被害発生・目撃場所
イタチ	中型動物用箱わな	被害発生・目撃時	被害発生・目撃場所
キツネ	中型動物用箱わな	被害発生・目撃時	被害発生・目撃場所
タヌキ	中型動物用箱わな	被害発生・目撃時	被害発生・目撃場所
ハクビシン	中型動物用箱わな	被害発生・目撃時	被害発生・目撃場所

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
相生市全域	アナグマ、イタチ、キツネ、タヌキ

### 4. 防護柵の設置等に関する事項

#### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンジカ イノシシ	各集落で既存の金網 防護柵の修繕による 機能向上を図る。また、 集落・担い手・個人で農地 に電気柵を設置すること により、被害防止を図る。	各集落で既存の金網 防護柵の修繕による 機能向上を図る。また、 集落・担い手・個人で農地 に電気柵を設置すること により、被害防止を図る。	各集落で既存の金網 防護柵の修繕による 機能向上を図る。また、 集落・担い手・個人で農地 に電気柵を設置すること により、被害防止を図る。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取り組み

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンジカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵の点検管理、修繕を継続して実施する</li> <li>・放任果樹の除去や耕作放棄地の改善、ひこばえを生やさない等、地域住民による集落環境の整備、誘因要素の排除を行う</li> <li>・地域住民への情報提供、知識の普及啓発を行う</li> <li>・野生動物共生林整備事業の促進及び整備後のバッファーゾーンの維持管理等、集落ぐるみで行う獣害対策の普及、啓発を行う。</li> </ul>		
ヌートリア アライグマ アナグマ イタチ キツネ タヌキ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民による集落環境の整備、誘因要素の排除を行う</li> <li>・地域住民への情報提供、知識の普及啓発を実施する</li> </ul>		
ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策知識の普及啓発を実施する。</li> <li>・放任果樹等の除去、被害防除品の導入による効果的な追い払いを行う。</li> </ul>		

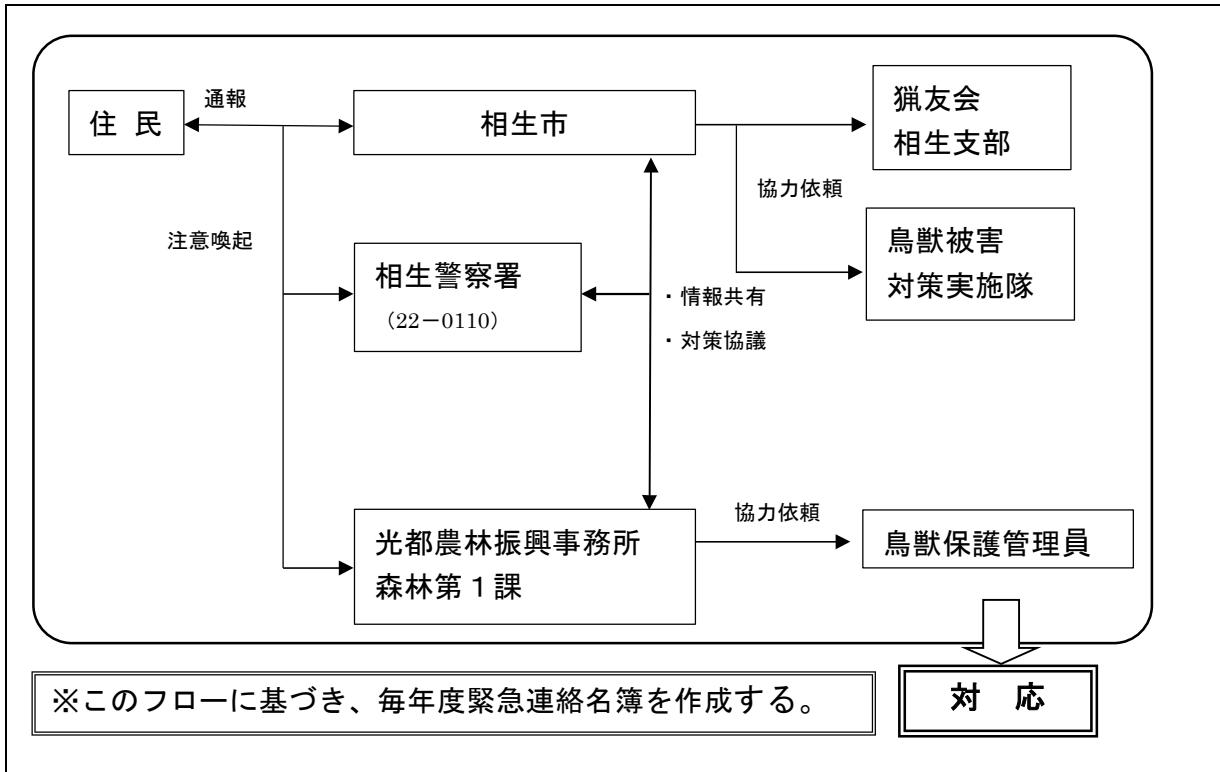
5. 対象鳥獣による市民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
相生市 (教育委員会を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> <li>・住民の安全確保（広報・防災メール等）</li> <li>・獵友会と協力して捕獲又は追い払い</li> <li>・市民への注意喚起</li> <li>・学校園所との連絡調整</li> </ul>
各小中学校、幼稚園、保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒、児童、保護者等への注意喚起</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連絡調整</li> <li>・鳥獣被害防止対策への支援及び技術的助言</li> </ul>
兵庫県森林動物研究センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲、追い払い活動に対する指導・助言</li> <li>・生態等に関する情報提供</li> </ul>
相生警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の安全確保</li> <li>・交通整理、雑踏整理</li> <li>・捕獲又は追い払い活動の支援</li> </ul>

兵庫県猟友会相生支部	・捕獲、処分又は追い払い
兵庫西農業協同組合	・広報活動
自治会	・目撃情報の提供、通報 ・自治会員への周知、注意喚起

## (2) 緊急時の連絡体制



### ①通報受信

発生場所  
加害鳥獣の種類、数  
負傷者の有無  
通報者の連絡先（住所・氏名・電話番号）

### ②関係機関への連絡と出動要請

相生警察署  
兵庫県（農林振興事務所）  
相生市（教育委員会含む）  
猟友会

### ③現場での対応

相生警察署：交通整理、雑踏整理  
相生市  
猟友会 } 捕獲又は追い払い

## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、猟友会において焼却、埋設又は自家消費を基本とする。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、焼却及び埋設、又は自家消費を原則とするが、その他にもシカ肉等の利活用方法の普及啓発を検討する。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### （1）協議会に関する事項

協議会の名称	相生市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
相生市	<ul style="list-style-type: none"><li>・鳥獣の被害に関する情報提供及び関係機関との連絡調整</li><li>・被害防止対策協議会の事務局として会議を開催し、団体間の連携、情報の共有化を図る</li></ul>
兵庫県農業共済組合赤相事務所 相生市農業委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・鳥獣の被害に関する情報の収集、整理及び提供</li></ul>
自治会	<ul style="list-style-type: none"><li>・鳥獣の被害に関する情報の収集、整理及び提供</li><li>・地元住民との調整、周知及び被害防止対策の推進</li></ul>
兵庫県猟友会相生支部	<ul style="list-style-type: none"><li>・鳥獣に関する情報提供</li><li>・捕獲、処分等の実施</li></ul>
鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"><li>・猟友会と連携し、適正な捕獲等の推進</li></ul>
兵庫西農業協同組合 相生市農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"><li>・鳥獣の被害に関する情報の収集、整理及び提供</li><li>・農業者への被害防止対策等の技術指導</li></ul>
相生警察署	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民の安全確保</li></ul>
兵庫県（農林振興事務所）	<ul style="list-style-type: none"><li>・鳥獣の被害に関する情報提供及び関係機関との連絡調整</li><li>・鳥獣被害防止対策に関する助言、指導</li><li>・野生動物共生林整備等の森林整備指導、生息地管理手法の検討及び支援</li></ul>
兵庫県森林動物研究センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害対策に関する指導、助言</li><li>・生態等に関する情報提供</li></ul>

### （2）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県光都農業改良普及センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・農家等への鳥獣被害防止対策に関する助言及び指導</li></ul>

### （3）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

本計画に沿った捕獲や防護柵の設置等の鳥獣被害防止対策の実践的活動を担うため、平成27年4月1日、猟友会会員及び市職員で構成する相生市鳥獣被害対策実施隊（鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条）を発足し、有害鳥獣の被害防止技術等の普及指導や生息状況等の調査に努めている。

### （4）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

金網防護柵による有害鳥獣被害防止対策については、矢野町と若狭野町を中心に国、県及び市補助事業を活用しながら各集落単位で設置しているが、イノシシの潜り込みによる侵入被害が多発していることから、防護柵の機能向上による被害防止を促し、各集会、集落全体での取り組みを進めていく。

また、近年では市街化でもシカやイノシシが出没している。防災メールや広報紙等にて、目撃情報や発見時の対応方法などの周知を図る。

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

確実な被害軽減を図るためにには、防護、捕獲及び環境整備を基本とした対策が重要である。相生市、兵庫県及びその他の関係機関と地元集落、各自治会及び農会が密接に連携し、「地域の農地は地域で守る。自分の農地は自分で守る。」ことをキーワードとして、地元有志による狩猟免許の取得を促進するとともに、多面的機能支払交付金等による地域活動を活用しつつ、被害防止策に取り組めるように推進していく。